

2021年8月27日

各 位

株式会社三十三銀行

## 未利用口座管理手数料の新設および

### 1万円未満の普通預金口座/貯蓄預金口座の解約手続きにおける印鑑不要化について

三十三銀行(頭取 渡辺三憲)は、2021年10月1日(金)より、長期間利用されていない口座が不正利用されることによる被害を防止し、口座の活性化に繋げ、お客さまへのサービス向上を図ることを目的として、下記のとおり、普通預金口座および貯蓄預金口座を対象に、「未利用口座管理手数料」を新設しますのでお知らせします。

なお、未利用口座管理手数料は、日頃より預入れ・払戻しや口座振替、各種振込指定等のお取引をいただいているお客さまの口座は対象となりません。

あわせて、お客さまの口座解約手続きを簡素化するため、残高1万円未満の普通預金口座および貯蓄預金口座の解約手続きにおいて、本人確認資料をご提示いただくことで、印鑑を不要とする取扱いも開始します。

## 記

### 1. 「未利用口座管理手数料」の概要

項 目	内 容
対 象 口 座	普通預金口座(総合口座、決済用普通預金を含みます)、貯蓄預金口座
未 利 用 条 件	2年以上預入れまたは払戻し(当該手数料引落しは除きます)がなく、当該口座の残高が1万円未満の口座
対 象 外 取 引	・お借入れがある場合 ・定期性預金(定期預金、積立定期預金、定期積金)の預入れがある場合 ・預り資産(外貨預金、投資信託、債券、保険等)の契約がある場合
手 数 料 金 額	1,320円/年(消費税込み)
新 設 日	2021年10月1日(金) ※実際の手数料引落しは2023年10月以降となります。
未利用口座に関する取扱	・対象となった口座をお持ちのお客さまのお届けの住所に「お知らせ」を送付します。なお、「お知らせ」が延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。 ・「お知らせ」送付後、一定期間(約3か月)経過しても口座をご利用または解約されなかった場合、本手数料を毎年1回引落しいたします。 ・残高不足により、本手数料の引落しが出来なかった場合、預金残高全額を引落とし、当該口座は自動的に解約いたします。

### 2. 残高1万円未満の口座解約手続きにおける「印鑑不要化」

2021年10月1日(金)より、個人のお客さまを対象に、残高1万円未満の普通預金口座および貯蓄預金口座の解約手続きにつきまして、運転免許証などの顔写真付き本人確認資料をご提示いただくことで、お届け印を不要とし、お客さまの口座解約手続きの簡素化を図ります。

## 3. 預金規定の改定

### (1) 改定する預金規定

- ・普通預金規定
- ・貯蓄預金規定

### (2) 改定内容

普通預金規定は第 15 条に、貯蓄預金規定は第 16 条に以下の条項を追加します。

#### 未利用口座管理手数料

- (1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻しがなく、一定の条件に合致する場合は、当行が定める未利用口座管理手数料を徴収します。
- (2) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引き落としします。
- (3) 預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、この預金口座の残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、個別の通知を行わず口座を解約することが出来るものとします。
- (4) 一旦引き落としした未利用口座管理手数料は、引き落とし後に口座の利用があっても返却いたしません。

以 上

[お問い合わせ先]

担 当	営業企画部 営業企画課	松山・脇内	059-354-7120
-----	-------------	-------	--------------